

報告第16号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成22年12月2日

提出者 足立区長 近藤 弥生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
平成22年11月5日	1,228,000円	足立区花畑在住者	平成22年6月17日、相手方に対する心身障害者福祉手当に係る区の認定に誤りがあり、平成8年5月分から平成17年5月分までの支給額が、本来支払うべき金額よりも低いものであったことが判明した。相手方は、本来受給できた額の支給を受けられず、損害を負った。